

経営革新チャレンジ支援事業補助金事業実施要領

1. 目的

本補助金は、中小企業等経営強化法に基づく経営革新並びに草加市が策定する事業継続宣言に取り組み、様々な経営環境の変化や多様化に対応しようとする市内中小企業等に対して経営革新チャレンジ支援事業補助金を補助することで、市内中小企業等の新事業計画の実践を支援することを目的とする。

2. 対象者

次に掲げる要件のいずれにも該当する者

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業等であって、草加商工会議所のアドバイスをを受けて中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく経営革新計画（注）を作成し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに都道府県知事の承認を受けた計画を実施するもの
- (2) 事業継続計画宣言に取り組む中小企業等
- (3) 市税等（市民税、固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税）の滞納がないこと。

3. 補助額

1事業者あたり20万円。

なお、別途、販売計画を作成し、地道な販路開拓等と併せて行う業務効率化に取り組む中小企業等に対しては、補助上限額を50万円に引き上げる。

4. 募集方法

次の方法で広く給付を受けようとする事業者を募集する。

- (1) ホームページ（商工会議所、草加市）を活用した募集
- (2) 広報誌（商工会議所、草加市）を活用した募集
- (3) その他必要と認められる募集方法

5. 補助金交付申請及び請求

本給付事業の給付金を受けようとする市内中小企業等は、経営革新チャレンジ支援事業補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる必要書類を添付して草加商工会議所に提出しなければならない。

- (1) 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画承認書及びビジネスプランの写し
- (2) 経営革新チャレンジ支援事業補助金事業継続計画宣言書（第2号様式）
- (3) 市税等納税証明書（市民税、固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税）令和2年度分
- (4) 経営革新チャレンジ支援事業補助金販売計画書（第3号様式）

※補助上限額50万円を希望する方のみ

- (5) その他必要と思われる書類

6. 受付期間

令和2年9月1日から令和3年3月31日まで随時受付とする。

7. 補助金交付決定

草加商工会議所は、提出された申請内容を審査し、経営革新チャレンジ支援事業補助金交付決定・否決定通知書（第4号様式）により、その可否を通知するものとする。

8. 補助金の支払

草加商工会議所は、前項の規定により補助金の交付決定後、速やかに申請者の指定口座に補助金を振り込むものとする。

9. 補助金を受けた事業者の責務

補助を受けた後、当該事業を実施するよう最大限努める責務を負うものとする。

また、当該事業完了後、草加商工会議所から送付するアンケート形式の報告書等で当該事業による事業成果等を報告するものとする。

なお、定められた責務に違反またはその他不正等が認められた場合には、補助金の交付を受けた事業者に対し、給付金の返還請求その他の措置をとるものとする。

10. 運営及び問合せ先

草加商工会議所

注：中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の作成については、埼玉県HPに掲載の「経営革新計画 承認申請の手引き（埼玉県産業労働部産業支援課作成）」

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/documents/manual.pdf> を参照のこと。